

報告第4号

豊川市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年5月13日提出

豊川市長 竹本幸夫

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、次のとおり専決処分をする。

令和7年3月31日

豊川市長 竹本 幸夫

豊川市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

豊川市長 竹本幸夫

豊川市条例第22号

豊川市市税条例の一部を改正する条例

豊川市市税条例（昭和25年豊川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(市民税の申告等) 第30条の3 (略) 2～6 (略) 7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第20条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>(種別割の税率) 第64条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（ウ及びオに掲げるものを除く。） イ 年額 2,000円 イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの</p>	<p>(市民税の申告等) 第30条の3 (略) 2～6 (略) 7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第20条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>(種別割の税率) 第64条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エ _____ に掲げるものを除く。） イ 年額 2,000円 イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの</p>

<p>(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ウ <u>二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの</u> 年額 2,000円</p> <p>エ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの (ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>オ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>附 則</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第12条の3 (略)</p> <p>2～13 (略)</p> <p>14 <u>市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。</u></p> <p>15・16 (略)</p>	<p>又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの _____ _____又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>エ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>附 則</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第12条の3 (略)</p> <p>2～13 (略)</p> <p>14・15 (略)</p>
--	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の豊川市市税条例(以下「新条例」という。)

附則第12条の3第14項の規定は、令和7年度以後の年度分の固定資産税

について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第64条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

参考資料 豊川市市税条例の一部を改正する条例の説明

条 項	規定事項	説 明
総 括		市税制度の適正化を図るため、軽自動車税の種別割の税率の区分を見直すとともに、固定資産税の減額措置の手続を簡素化し、併せて所要の規定の整備を行うものである。
第30条の3 第7項	市民税の申告等	規定の整備
第64条	種別割の税率	<p>二輪の原動機付自転車のうち、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のものに係る種別割の税率を年額2,000円とするものとする。</p> <p>この改正は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。</p>
附則第12条の3 第14項～ 第16項	新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告	<p>長寿命化に資する大規模修繕等を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置について、当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該マンションの管理組合の管理者等から必要書類の提出がされ、かつ、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該減額措置を適用することができるものとする。</p> <p>この改正は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用する。</p>